

# 県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年大分県条例第74号） 『第14条（植樹帯）』の解説と運用（運用基準）

## 1 条例本文

※ゴシック体は、大分県独自基準。

（植樹帯）

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、沿道の土地利用及び交通の状況等を勘案して良好な交通環境の整備若しくは良好な生活環境の確保に支障がない場合、又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## 2 運用基準の考え方

本運用基準は、「道路構造令の解説と運用（H27.6 社団法人日本道路協会発行）」の規定を基本としながら、条例第14条に規定する内容についての考え方や事例を示すことにより、具体的な計画策定における判断の一助とするものである。

植樹帯は道路交通の安全性、快適性を高め、沿道における良好な生活環境を確保し、また、空間機能としての都市部の良好な公共空間の形成に資するものである。

条例第14条では、都市部の幹線となる道路である第4種第1級及び第4種第2級の道路には植樹帯を設けるものとしているが、「沿道の土地利用及び交通の状況等を勘案して良好な交通環境の整備又は良好な生活環境の確保に支障がない場合、又は地形その他の特別の理由によりやむを得ない場合においてはこの限りではない」としている。

第4種第1級、第2級の道路については、基本的には植樹帯を設けるものであるが、地形条件、用地条件、維持管理面、交通安全上の課題、および路線の重要性等を総合的に勘案した上で、自由度をもって設置の判断を行うことが望ましい。

本運用基準では、道路管理者が柔軟に自由度をもって設置の判断を行うことができるよう、条例第14条を踏まえ、「植樹帯を設置すべき場所」、「植樹帯の設置を柔軟に検討すべき箇所」についての具体的な考え方や事例を提示するものである。

ただし、本運用基準に示す考え方や事例は、あくまでも判断の目安となるものであり、「植樹帯の設置を柔軟に検討すべき箇所」に示された事例に該当すれば“設置しなくても良い”と安易に判断できるものではない

運用にあたっては、むやみに設置箇所を削減するのではなく、地域特性を十分に把握したうえで判断することが肝要である。

### 3 植樹帯設置の考え方

#### 3-1 植樹帯を設置すべき箇所

第4種第1級及び第4種第2級の道路には基本的に、植樹帯を設けることとする。植樹帯を設置すべき箇所は、以下の場合が考えられる。

- [1] 市街地中心部
- [2] 市街地の住宅地
- [3] 景勝地や交通結節点等
- [4] 市町村の景観計画等で特に重要な地区
- [5] 交通量の多い幹線道路
- [6] 地域が良好な生活環境の確保を希望している箇所

#### [1] 市街地中心部

- 中心市街地、またはその周辺に位置し、周辺に樹木等が少ない箇所。
- 景観、日陰、騒音、大気汚染、防風に配慮が必要な箇所。

市街地中心部は、自然が少ないことから、通行環境の向上や火災時の延焼防止、緑陰形成等、良好な景観を形成のため、植樹帯を設置すべきである。

#### [2] 市街地の住宅街

- 市街地の住宅地区で、良好な生活環境の確保が必要とされる箇所

道路交通に起因する騒音、大気汚染、振動などの沿道状況により、良好な生活環境の確保が必要とされている箇所は、植樹帯を設置すべきである。

#### [3] 景勝地や交通結節点等

- 著名な観光地周辺道路。
- 主要な駅、フェリー、バスターミナル、空港の周辺道路。

主要観光地や交通結節点等の周辺道路において、周辺地域との景観の調和を図るため、植樹帯を設置すべきである。

**[4] 市町村の景観計画等で特に重要な地区**

- 市町村等の景観整備計画に定められている箇所。
- 緑の基本計画の配置方針に定められている地区。

県や市のまちづくり計画に位置付けられている箇所や、緑の基本計画の配置方針に定められている地区は、景観に配慮して植樹帯を設置すべきである。

**[5] 交通量の多い幹線道路**

- 市街地の4車線道路、都市計画道路（街路事業）。
- 歩行者、自転車の通行がかなり多い道路。
- 学校の通学路。

自動車の交通量が多い幹線道路や歩行者・自転車の多い道路において、交通の安全性、快適性を向上させるため、異種交通を分離することが必要な箇所には、植樹帯を設置すべきである。

**[6] 地域が良好な生活環境の確保を希望している箇所**

周辺住民から植樹帯設置の要望が強く、一定程度のボランティアによる維持管理について同意が得られた場合、植樹帯を設けることが出来る。

[1] 市街地中心部



[2] 市街地の住宅地



図-1 植樹帯を設置すべき箇所の事例 (1)

[3] 景勝地や交通結節点等



周辺地域との景観の調和を図る

[4] 市町村の景観計画等で特に重要な地区



まちづくり計画に合わせ景観形成

図-2 植樹帯を設置すべき箇所の事例 (2)

[5] 交通量の多い幹線道路



[6] 地域が良好な生活環境の確保を希望している箇所



図-3 植樹帯を設置すべき箇所の事例 (3)

### 3-2 植樹帯の設置を柔軟に検討する箇所

第4種第1級及び第4種第2級の道路には基本的に、植樹帯を設けることとするが、下記に示すような箇所においては、地域特性を把握したうえで柔軟に検討することとする。

[1] 将来も周辺に緑が多い箇所

[2] 地形上設置困難な場所

[3] 見通しを確保すべき箇所

#### [1] 将来も周辺に緑が多い箇所

- 現況が山地・田園であり、都市計画区域マスタープラン等においても、将来の土地利用が現況と変わらない箇所。

周辺が山地・田園の場合、既に緑陰が形成されている等、通行環境が良好であると考えられる場合。

#### [2] 地形上設置困難な箇所

- 河川・崖等に接している箇所。
- 既成市街地で、堅牢な建築物が連担している等、多大な用地買収費用が必要となる箇所。
- 橋、トンネル等樹木の生育が著しく困難な箇所。

河川・崖等に接している場合は物理的に設置が困難である。

既成市街地において、丈夫で壊れにくい建物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造等）が連続して立地しており、多大な用地買収費用が必要となる場合。

また、橋、トンネル等、樹木の生育が困難である場合。

#### [3] 見通しを確保すべき箇所

- 交差点付近。
- 自動車乗り入れ部が連担している箇所。
- 標識や信号機付近。

交差点や自動車乗り入れ部付近において、植樹帯により視認性を阻害するおそれがある場合。

また、標識や信号機等の施設付近において、植樹帯により遮蔽されるおそれがある場合。

[1] 将来も周辺に緑が多い区域



[2] 地形上設置困難な箇所



図-4 植樹帯の設置を柔軟に検討する箇所の事例 (1)

[2] 地形上設置困難な箇所



[3] 見通しを確保すべき箇所



図-5 植樹帯の設置を柔軟に検討する箇所の事例 (2)

## 4 植樹帯の植栽

植樹帯の植栽に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- [1] 樹種の選定
- [2] 植樹帯の配置

### [1] 樹種の選定

植樹帯の樹種については、それぞれの特性を考慮の上、植栽地域の諸条件（土壌、大気、気象等）に適合し、景観形成、緑陰の確保等の植栽計画の意図にふさわしい樹種を決定しなければならない。

管理上の課題も考慮し、維持管理作業に機械化可能な配植や手法を用いることが望ましい。

また、植栽や街路樹などは、交差点付近において見通しを阻害するものとなる場合があるため、設置の際には、樹高や枝の張り具合などを考慮して種類を選ぶ必要がある。

運転者から幼児・学童・車椅子使用者等を視認できるように、どおりゆうじま導流島や交差点直近の分離帯、植樹帯等の植樹高さを路面上60cm程度以下にするべきである。

なお、樹種の選定に当たっては、「大分市街路樹景観整備計画 平成22年3月」など、市の計画を参考にすることができる。

### [2] 植樹帯の配置

植樹帯は、高木と低木（場合により中木）を植栽し、連続した帯状の緑地とすることが一般的である。そのため、配植は、樹種の特徴を踏まえた上で、決定することが望ましい。

植樹帯の配置における一般的な留意点として、以下の点が考えられる。

#### ①必要とする緑化の機能を発揮しやすいこと

植樹帯は、景観向上・生活環境保全・緑陰形成・交通安全・自然環境保全等の様々な機能を持っており、それぞれの必要とする緑化の機能を発揮できるよう配慮する

#### ②完成時期の目標に対応すること

緑化目標として定めた完成時期の形状や植栽密度は、高木と中低木では異なるため、目標とする完成時期を考慮する。

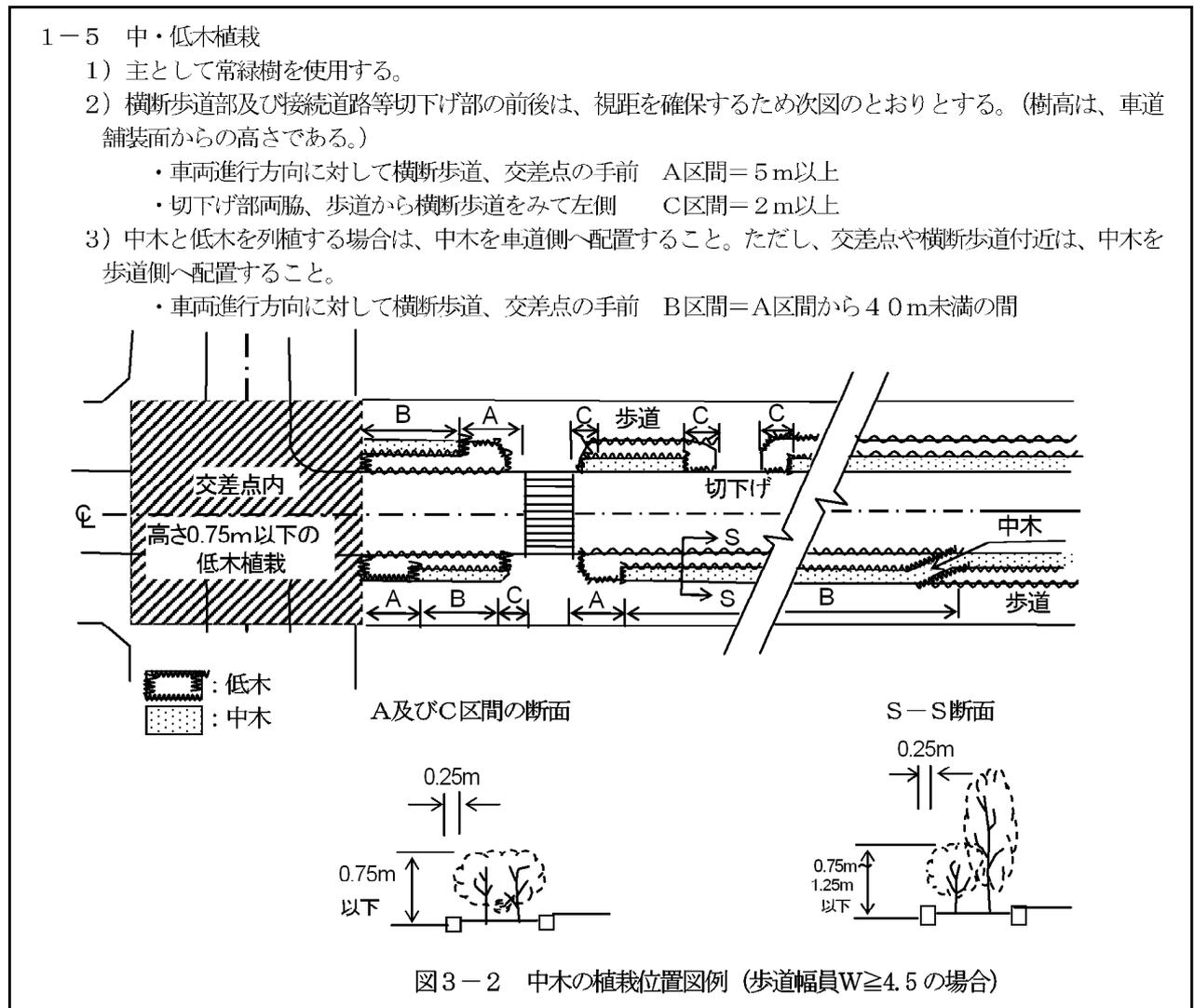
具体的に、高木については、完成時期を考慮した形状・植栽密度とし、低木については、完成形に近い形状寸法のを植栽することが望ましい。

③道路の円滑な交通を阻害しないこと

樹高や枝の張り具合により、建築限界を侵したり、道路の利用上、障害とならないようにしなければならない。特に、交差点や合流部付近の植栽における配置については、十分な見通しを確保しなければならない。

【参考例】

中部地方整備局では、歩道幅員4.5m以上の場合は、以下の通り、交差点および合流部付近の植栽について見通しを確保するため、植栽する範囲を設定している。



出典：中部地方整備局 道路設計要領

#### ④多様な視点に対応した配植デザイン及び植栽間隔とすること

道路には、自動車、自転車、歩行者等の様々な利用者がいる。自動車にとっては走行景観、歩行者・自転車にとっては近景、また観光客等では中景・遠景と捉える場合等、様々な状況が考えられる。そのため、植樹帯の配置に当たっては、多様な視点に配慮することが必要とされる。

#### ⑤病虫害の発生しやすい樹種による単一樹種一斉植栽は避けることが望ましい

病虫害の蔓延を防ぐためには、多様な樹種を混植することが望ましい。

#### ⑥強風地域では群<sup>ぐんしよく</sup>植とする

強風地域では、植物の生育が阻害される場合が多く、数本～数十本単位とした群<sup>ぐんしよく</sup>植を行うことで、被害が軽減可能となる。樹木の成長に応じて間伐等の管理を行った上で、植栽密度を考慮する必要がある。

## 用語集

けんちくげんかい  
**建築限界**

道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという空間確保の限界。

しょくじゅたい  
**植樹帯**

専ら良好な道路交通環境の整備、沿道における良好な生活環境の確保または都市部の良好な公共空間の形成という目的を持って設置されるもの。

どうりゅうじま  
**導流島**

交通の流れをある一定の進路を通るように導き、車両が車道いっぱいになって無秩序な動きをすることを防ぐ目的で設けられた交通島の一種。

どうろこうぞうれい  
**道路構造令**

道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術基準並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県及び市町村道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき一般的技術基準を定めた政令。

としけいかくくいき  
**都市計画区域**

**マスタープラン** 長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めたもの。

としけいかくどうろ  
**都市計画道路**

都市計画法に基づき決定された道路。

みどり きほんけいかく  
**緑の基本計画**

緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを市町村が定める基本計画。

(五十音順)

## 主な参考図書

1. 道路構造令の解説と運用（(社)日本道路協会、平成 27 年）
2. 道路緑化技術基準・同解説（(社)日本道路協会、昭和 63 年）
3. 道路設計要領-設計編-（国土交通省 中部地方整備局 平成 20 年）